

市営住宅〈空家〉入居者募集

公営住宅

団地名	空家番号	所在地	建築年度	構 造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
第2月見野丘団地	46号	森田町森田駒ヶ淵30-16	H10	木造平屋建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	18,700～27,900
かしわ団地	19号	柏桑野木田幾世24-9	H18	木造平屋建2LDK	○	○	○	○	○	農集排	24,800～37,000
かしわ団地	48号	柏桑野木田幾世24-7	H15	木造平屋建2LDK	○	○	○	○	○	農集排	24,600～36,600
沼崎団地	7号	稲垣町沼崎幾代崎26-4	S57	簡易耐火平屋建3DK	○	○	×	×	○	農集排	15,000～22,400
中塚団地	2号	車力町屏風山1-96	S51	簡易耐火平屋建3K	○	×	×	×	×	農集排	6,500～9,800
中塚2号団地	6号	車力町屏風山1-115	S54	簡易耐火平屋建3K	○	×	×	×	×	農集排	8,100～12,000

募集期間	平成25年7月16日（火）～7月26日（金）※入居可能予定日は9月上旬となります。
入居者資格	①世帯の収入が政令で定める収入基準であること。(政令で定める基準：月額158,000円以下) ②現に住宅に困窮していることが明らかな人であること。 ③税を滞納していないこと。 ④入居希望者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
必要書類	①入居希望申請書（市役所建築住宅課にあります） ②平成25年度所得証明書（入居者、同居者） ③全税目に未納がないことの証明書（用紙は市役所建築住宅課にあります） ④入居（同居）予定者が現在居住している世帯全員の住民票 ⑤入居希望者または同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ⑥印鑑 ※申込者によりその他の添付書類が必要となる場合があります。
選考方法	応募書類を審査のうえ、8月中旬に選考予定。
そ の 他	・選考された方は、敷金家賃3カ月分、連帯保証人2人が必要になります。 ・募集期間中に空家が発生した場合は、市ホームページに追加します。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111（内線383・386）

つがる市地域包括支援センター受託法人募集

市では、地域包括支援センターを設置し、包括的支援事業の受託および指定介護予防支援業務を実施する法人を募集します。

地域包括支援センターで実施する業務 ①包括的支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号から第5号）
②指定介護予防支援業務（介護保険法第8条の2第18項）
③その他の業務

業務開始時期 平成26年4月1日から

応募書類提出期間 平成25年8月1日（木）から8月30日（金）まで

選 定 方 法 申請書類を基に地域包括支援センターを運営する能力等を総合的に評価し、つがる市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て候補者の選定を行います。

※提出書類、応募資格、応募方法、委託内容の詳細等については、市ホームページを参照またはお問い合わせください。

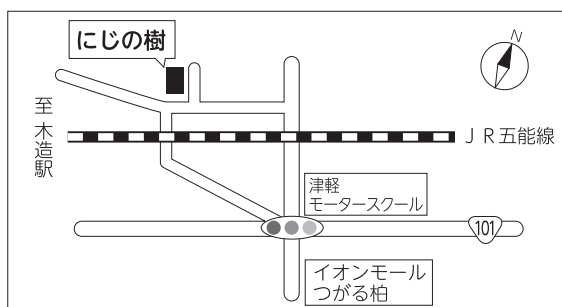
【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線243）

「つがる市病後児保育」 開始のお知らせ

市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、7月1日から病後児保育事業を木造保育所（にじの樹）に委託し実施することになりました。

◆病後児保育は、病気の回復期にあるお子様を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。以下の施設で実施しています。

施設名	住所	電話番号
にじの樹	つがる市柏玉水米袋15-1（旧柏第二保育所）	070-6489-1727



◆病後児保育は、お子様・保護者がそれぞれ次の要件に当てはまる場合にご利用できます。

＜お子様の要件＞

つがる市在住の満1歳から小学3年生までのお子様で、下記の病気の回復期にあり医療機関による入院加療の必要はないものの、安静の確保に配慮が必要であり、集団保育が困難なお子様

- ①感冒等日常にかかる疾患
- ②気管支炎および喘息等の呼吸器系疾患
- ③麻しん、水痘、風しん等の感染性疾患（※）
- ④骨折、火傷等の外傷性疾患
- ⑤その他医師が病後児保育事業を利用することが可能と判断した疾患

（※）感染性疾患の場合は、同一疾患に限らせていただきますので、ご利用に制限がある場合があります。

＜保護者の要件＞

勤務の都合・疾病・事故・出産・冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合

◆利用できる日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）・木造保育所の行事等により利用困難な日を除く）
8時30分～17時

◆利用料 1日（概ね6時間以内）1,000円

◆定員 6人

◆利用方法

- ①かかりつけ医の診察を受け、どのような状態になれば病気の回復期となるのか、いつ頃から病後児保育の利用が可能か、医師の意見を聞いてください。
- ②利用日の前日までに「にじの樹」へ電話をして、利用日・時間を予約してください。（定員を越えた場合は利用できませんので事前に確認してください）
- ③当日必要書類を記入、提出してください。

あらかじめ利用を希望する方は「事前登録」を行ってください。

木造保育所、市役所福祉課にある「登録申込書」に必要事項を記入し、木造保育所または市役所福祉課へ提出してください。（登録は年度ごとに必要です）

※医師に病後児保育の利用が可能と判断された場合でも、急な症状の変化等により、にじの樹の判断で利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

※持ち物などの詳細については事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 にじの樹 電話070-6489-1727 木造保育所 電話42-2317
福祉課 電話42-2111（内線245）